

障がい者不利益取扱調整部会の移管について

1 不利益取扱い等に係る現在の相談体制

- (1) 平成 22 年 12 月に制定された「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（以下「共生き条例」という。）に基づき、県は、障がい者に対する不利益な取扱い及び虐待の解消を図るため、当事者からの相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講じることとされている。
- (2) 相談事案は、市町村社会福祉協議会又は市町村において受け付けた後、広域振興局等において当事者から事情を確認の上、助言・調整を行うこととしている。
- (3) 相談事案のうち、**地域での解決が困難**で、労働、教育、法律等専門的な見地からの調査審議を要する事案が生じる可能性を想定し、平成 23 年 6 月に各分野の専門員で構成する**障害者施策推進協議会**に「障がい者不利益取扱事案調整部会」（以下「調整部会」という。）を設置し、県は、必要に応じ調整部会に対し相談事案の調査を依頼した上で、**相談に対する助言・調整を行う体制**を整備した。
- (4) なお、調整部会の設置以降、調査を依頼した事案はなく、**開催実績がない**。

2 現状と課題

- (1) 共生き条例制定時には、**他に専門的な見地からの調査審議を担える機関がなかった**ため、**障害者施策推進協議会に調整部会を設置したが、同協議会は障がい者施策の総合的、計画的推進に係る調査審議等を所掌事務としており、個別の相談事案への対応は本務ではない**と考えられる。
- (2) 一方、平成 22 年 9 月に障がい者虐待防止対策を推進することを目的に「岩手県障がい者虐待対策推進協議会」を設置しているが、平成 25 年に、障害者差別解消法の成立を見据え、この協議会を法が予定する「障害者差別解消支援地域協議会」とするため、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（以下「共生き条例協議会」という。）に改称し、モデル事業の実施を経て、平成 28 年 3 月、**個別の相談事案への対応等を所掌事務とする障害者差別解消支援地域協議会としての機能を付加することとした経緯がある**。
- (3) 現在は障害者施策推進協議会及び共生き条例協議会双方が個別の相談事案への調査審議を行う機能を有している状況にあるが、これまで調整部会に調査を依頼した事案がなく、また、調査を要する事案かを判断する基準も明確ではないため、十分に機能していないこと。

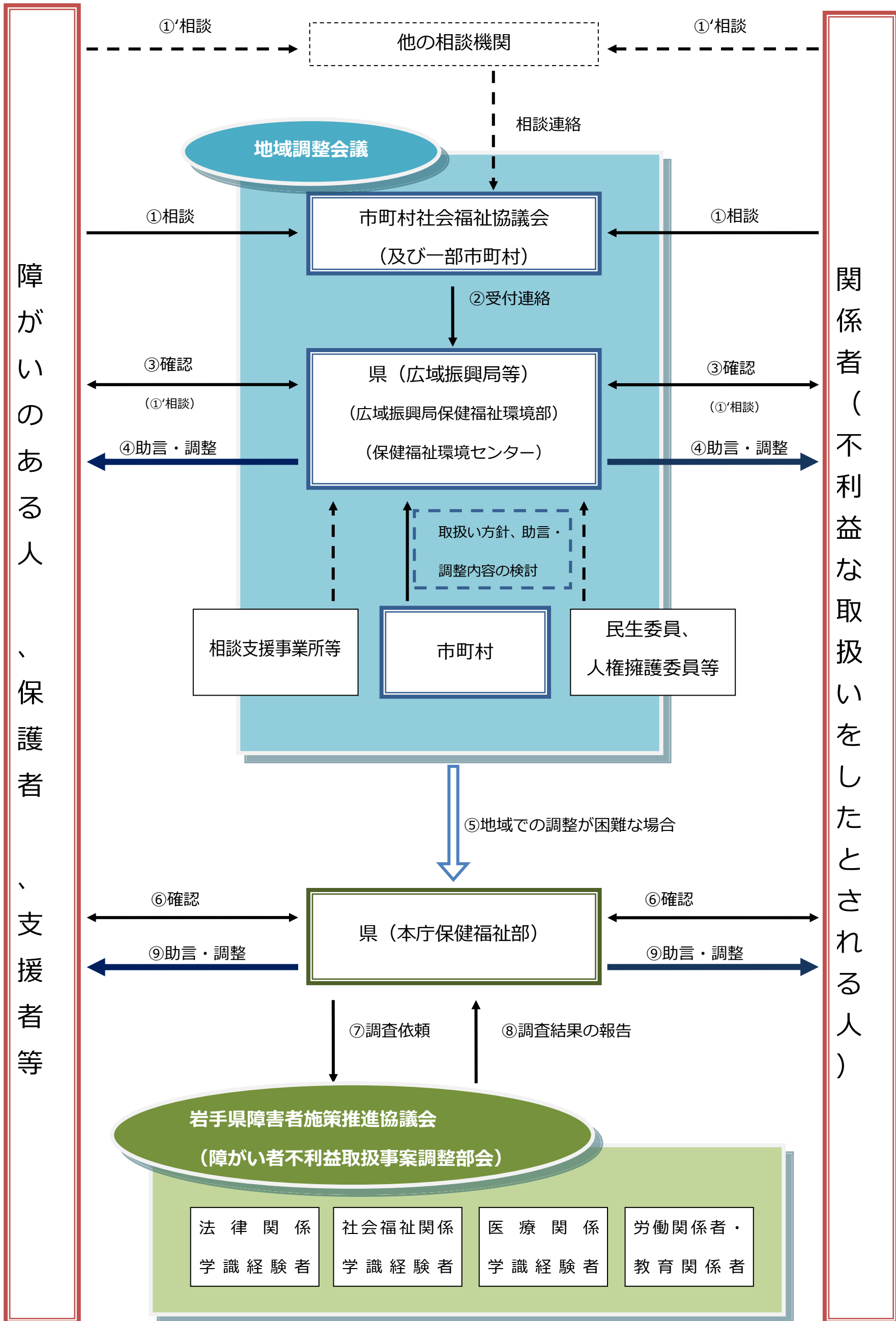
3 今後の対応案

- (1) **調整部会の機能を障害者施策推進協議会から相談支援に関する専門家等で構成する共生き条例協議会に移管して、相談情報を集約し、相談事例の検証・研究を通じて調査の要否の基準や相談支援体制の課題、県民への周知などについて検討し、相談内容に即した適切な助言・調整が行える体制とする**。
- (2) また、**障害者施策推進協議会は、本務に則り、共生き条例協議会の対応状況（随時事務局（県）から報告）を踏まえ、必要に応じて障がい者への不利益取扱い事案の解消に資する障がい者施策について調査審議を行うこととする**。

4 今後のスケジュール

本日の協議会で対応方針案について委員の承認が得られれば、次回の障害者施策推進協議会（平成 30 年 3 月予定）において、障がい者不利益取扱事案調整部会設置要綱の廃止について付議する予定。

不利益な取扱いに関する相談体制体系図



平成 23 年 6 月の岩手県障害者施策推進協議会において、本部会の設置について了承されたもの。

障がい者不利益取扱事案調整部会設置要綱

(設置)

第 1 条 岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和 48 年条例第 24 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、障がい者不利益取扱事案調整部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 部会の審議事項は、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成 22 年条例第 59 号）第 15 条の規定に基づく不利益な取扱いに対する調整とする。

2 前項の審議事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

3 部会長は、第 1 項の審議を行うために必要と認めるときは、専門的知識を有する者を会議に招致することができる。

(庶務)

第 3 条 部会の庶務は、障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

○ 岩手県障害者施策推進協議会条例（昭和 48 年岩手県条例第 24 号）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定により、岩手県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 5 条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

※ 1 施策推進協議会の所掌事務は障害者基本法において定めており、組織及び運営については条例において定めているものであること。

※ 2 第 5 条は平成 23 年 3 月に条例改正し追加

○ 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成 22 年岩手県条例第 59 号）

(不利益な取扱い等に関する相談、助言等)

第 15 条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。

※ 不利益な取扱い

障がいがあることを理由として不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮をしないこと（条例第 2 条第 2 号）。

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 推進協議会設置要綱

(設置)

第1 関係機関等の協力体制の整備及び充実を図ることにより、障がい者に係る虐待防止及び不利益の解消（以下「障がい者虐待防止等」という。）の取組を進めるため、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (2) 岩手県障がい者虐待防止等に関すること。
- (3) 関係機関等の協力体制の整備及び充実強化に関すること。
- (4) その他、協議会において検討が必要とされた事項

(構成)

第3 協議会は、学識経験者、地域福祉関係団体、相談支援事業者、障がい者施設、権利擁護団体、教育団体、商工業団体、国の関係行政機関、市町村及び障がい者団体等のうちから岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、選任の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 協議会に委員長を置き、委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集する。

(作業部会)

第6 障がい者虐待防止等に係る特定の課題について、協議及び検討をするため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、岩手県保健福祉部長が選任する委員をもって構成する。

3 作業部会には部会長を置き、委員の互選とし、副部会長は委員のうちから部会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会の会議の議長とする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(委員以外の出席)

第7 委員長又は部会長は、必要あると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8 協議会及び作業部会の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会及び作業部会の運営に必要な事項は、委員長又は部会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

2 第5及び第6の6の規定に関わらず、最初の協議会及び作業部会の会議は、岩手県保健福祉部長が招集する。

附 則 (平成26年3月17日改正)

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則 (平成28年12月2日改正)

この要綱は、平成28年12月2日から施行する。